

平成30年度財政援助団体等に対する監査(公の施設の指定管理者)結果

- 1 実施期間** 平成30年10月12日から11月27日まで
- 2 対象とした事項及び範囲** 平成29年度及び平成30年度 指定管理執行状況について
- 3 対象部課名**
- ①高山市図書館「煥章館」 …【担当課：生涯学習課】
(株)図書館流通センター
 - ②高山市城山児童センター …【担当課：子育て支援課】
(社福)高山市社会福祉協議会
 - ③ななもり清見 …【担当課：商工課】
牧ヶ洞総合交流施設運営協議会
 - ④花岡駐車場
 - ⑤天満駐車場 …【担当課：維持課】
(一財)高山市施設振興公社
 - ⑥高山市民プール …【担当課：スポーツ推進課】
ハマダスポーツ企画(株)
 - ⑦飛騨高山ビッグアリーナ …【担当課：スポーツ推進課】
(一財)高山市体育協会
 - ⑧モンデウス飛騨位山スノーパーク…【担当課：観光課】
(一財)位山ふれあいの里
 - ⑨飛騨街道なぎさ …【担当課：商工課】
(有)ひだ桃源郷

4 着眼点

指定管理執行状況について、下記を主眼として監査を実施した。

- ・指定管理者への指導監督は適正に行われているか
- ・業務の履行確認は、事業報告書により適切に行われているか
- ・指定管理料(納入金)の支出(収入)の方法、時期、手続き等は適正か
- ・協定書(仕様書)に則って、適正かつ効果的に業務が履行されているか
- ・協定書に定められた報告書は適時に提出されているか
- ・施設管理に関する収支に係る会計経理は適切に行われているか
- ・事業計画で定める管理目標は達成されているか

5 監査の方法

所管課から提出された資料について、書類監査を行うとともに、所管課及び指定管理者への質疑及び現地監査を実施した。

6 監査の結果

基本協定に係る施設の運営管理及び関連する事務事業については、概ね適正に執行されていた。なお、監査を通じ軽微な事項は口頭で指示したが、特に次の諸点については検討されたい。

○管理施設の修繕等について

管理施設の修繕等にかかる市と指定管理者の負担区分については、基本協定及び年度協定で定めてはいるが、年度協定額を大幅に超えて支出している施設が見受けられた。

平成29年度の修繕費及びその負担状況等は次のとおりである。

(単位：円)

施設名	所管課	指定管理料・納入金 (変更協定含む)		修繕費 年度協定額 ※①	修繕費 実績額	修繕費実績額の負担区分			自主事業等
						指定管理業務			
						年度協定額 からの支出	年度協定額を 超えた支出	条例に基づく 支出 ※②	
高山市図書館 「煥章館」	生涯 学習課	指定管理料	158,717,000	500,000	523,800	500,000	23,800	-	0
		納入金	-						
飛騨高山 ビッグアリーナ	スポーツ 推進課	指定管理料	39,389,000	500,000	2,759,892	500,000	2,259,892	-	0
		納入金	-						
高山 市民プール	スポーツ 推進課	指定管理料	5,701,000	100,000 (49,680)	49,680	49,680	0	-	0
		納入金	-						
高山市城山 児童センター	子育て 支援課	指定管理料	19,561,000	50,000	50,000	50,000	0	-	0
		納入金	-						
ななもり清見	商工課	指定管理料	-	※② -	507,922	-	-	507,922	0
		納入金	6,850,000						
飛騨街道 なぎさ	商工課	指定管理料	-	※② -	1,508,144	-	-	1,508,144	0
		納入金	5,150,000						
モンデウス飛騨 位山スノーパーク	観光課	指定管理料	29,095,000	7,200,000	10,180,444	7,200,000	2,980,444	-	0
		納入金	-						
花岡駐車場	維持課	指定管理料	-	200,000 (245,934)	3,140,334	245,934	0	-	2,894,400
		納入金	11,063,000						
天満駐車場	維持課	指定管理料	-	200,000 (109,296)	310,176	109,296	0	-	200,880
		納入金	1,936,000						

※① 管理施設としての高山市の負担、()内金額は流用後の金額

※② 道の駅付帯施設は、管理運営に要する経費について、指定管理者の負担としている。

(高山市交流促進施設(道の駅付帯施設)の設置及び管理に関する条例第8条第5項のとおり)

修繕費の中には、突発的な器具の故障など緊急に修繕したものもあるが、管理施設や設備の老朽化に対応した年度協定額となっていないことが、指定管理者に負担を負わせる結果となっている。

市と指定管理者の負担区分については、これまでの修繕実績等を踏まえた年度協定となるよう検討されたい。

○市貸与備品の管理について

貸与備品の管理については、これまでの監査でも指摘しており、市では平成30年2月に備品の確認が行われている。

備品確認により種類や数量が変動している備品については「変更基本協定」が締結されていたが、締結後に備品数量が異なっていた施設(高山市民プール)や具体的な種類・品名が記されていない施設(高山市図書館「煥章館」)が見受けられた。

備品は、「基本協定」締結時に限らず、「年度協定」締結時においても在庫確認を行った上で、適切に管理されたい。

○事業報告書の点検について

指定管理者から提出された決算事業報告書の中で、修繕費が指定管理経費と自主事業経費に二重に計上されていた施設（飛騨高山ビッグアリーナ 2,259 千円）や、支払消費税が未計上のまま提出されていた施設（モンデウス飛騨位山スノーパーク 2,655 千円）があった。

所管課は、指定管理者から提出された事業報告書を精査し、正確な事業報告書が提出されるよう指定管理者を指導監督されたい。

○納入金、収入見込額について

納入金については、基本協定において「指定管理経費を上回る使用料等収入額がある施設については、その差額を納入金として市に納入する」ものとし、納入金及び収入見込額は年度協定に定めている。

また、高山市交流促進施設（道の駅付帯施設）の設置及び管理に関する条例第 8 条では「使用料は、総売上高に規則で定める率（2.5%）を乗じて得た額とする」とあるが、年度協定では納入金と収入見込額を同額としている施設（ななもり清見 6,850 千円、飛騨街道なぎさ 5,150 千円）があった。

年度協定の納入金、収入見込額は、適正に表記されたい。

○指定管理者の管理口座について

基本協定（本業務の実施に係る指定管理者の口座等）では、「本業務に固有の銀行口座を開設し、指定管理業務に係る経理とその他業務（自主事業等）に係る経理を施設ごとに帳簿等を整理する」と定めているが、管理口座について条文解釈が曖昧であり、施設を所管する部署でも取扱いが異なっている。

指定管理者の管理口座の取扱いについては、全課で統一した運営となるよう再確認されたい。

指定管理者制度は平成 17 年度に導入され、現在管理施設として 233 施設が運営されているが、①管理施設の老朽化が進んでいること、②導入当初と比べ経済・観光動向も変化していること等から、今後の施設のあり方や運営方針等の検討が必要な時期であると考えます。

市は、指定管理者がより安全、適切に施設運営ができるよう、老朽化する施設等の実態を把握し、年度協定に反映することが重要である。

また、指定管理者から提出される業務計画及び事業報告書のチェック体制を強化し、適正な事業評価のもとに、指定管理者が利用者の多様化するニーズへの対応やサービスの向上を図られるよう、管理運営に努められたい。